

川崎区社会福祉協議会  
福祉パルかわさき

# 福祉情報をお届けします!

平成25年10月1日発行



【発行】  
社会福祉法人  
川崎市川崎区社会福祉協議会  
福祉パルかわさき  
川崎市川崎区砂子1-10-2  
ソシオ砂子ビル9階  
電話: 044 (246) 5500  
FAX: 044 (211) 8741  
mail: info@kawasaki-shakyo.or.jp

【発行人】富田 順人  
【編集人】小山内美幸



川崎区社協 HP <http://www.kawasaki-shakyo.jp/kawasaki/>



## 共同募金運動

JR川崎駅東口地下街アゼリアでのガールスカウトによる街頭募金（昨年度の様子）



「せーのっ」と、小さい子  
は小学校入学前から、年長者  
は高校生のスカウトたちが、  
大きな声で一斉に募金を呼び  
掛けます。募金をしてくださ  
る方は、恥ずかしそうにされ  
る方、「ご苦労様、偉いね」  
と労つてくださる方、通り過  
ぎた後に引き返してまで募金  
してくださる方もいらっしゃ  
り、さまざまです。「ありが  
とうございます」と、スカウ  
トたちも大きな声でお礼を言  
います。

共同募金運動に参加させて  
いただけて9年になります。  
短時間ですが、地域社会の  
お手伝いは大切な活動の一つ  
です。「昔、ガールスカウト  
をしていました」と声を掛け  
てくださる方も多く、「自分  
の子にも経験させたい」と、  
入団のきっかけにもなりま

す。  
ガールスカウト神奈川県連  
盟第14団は発団してから53年  
の歴史があり、川崎では最も  
古い団になります。普段は教  
育文化会館で集会をしてお  
り、黒川青少年野外活動セン  
ターで宿泊訓練や野外料理、  
冬は蓼科でスキーキャンプを  
するなど活動の幅は広範囲に  
及びます。今年の3月にはシ  
ニア（中学生）とレンジジャー  
(高校生)で韓国研修も実施  
しました。

ガールスカウトは家庭教育  
や学校教育では経験できない  
ような活動を通して、「芯の  
ある心と、なんでもできる  
手」を身につけ、世界市民と  
して成長し、自ら行動できる  
女性を育てる社会教育なのです。  
是非一度みなさんも見学  
にいらしてください。



## 地域福祉の未来を培う 赤い羽根共同募金

ガールスカウト神奈川第14団 福与相

## Q4 共同募金って何に使われているのですか？

昨年度、皆様からお預かりしました募金は、以下のように活用させていただきます。

### 赤い羽根募金の使いみち

**配分総額:18,795,621円**

#### ◆区内の社会福祉施設・団体

**730,000円**

- ボイス ..... ケアホーム内エアコン(3台)購入
- (特)ワーカーズコレクティブたすけあいまりん ..... 家事介護サービス実施のための運営費
- (特)わいわい ..... 配食サービス実施のための運営費
- 梓の会 ..... 配食サービス実施のための運営費

#### ◆区社会福祉協議会の事業費

**6,698,000円**

※県内の社会福祉施設・団体 **10,927,026円**

### 年末たすけあい募金の使いみち

**配分総額:11,525,750円**

#### ◆年末たすけあい運動「支援金」

**2,945,000円**

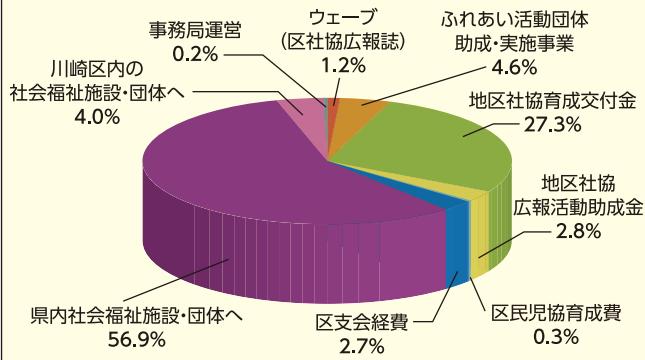
民生委員さんのご協力をいただき、区内の母子世帯、心身障害者(児)世帯、寝たきり等高齢者世帯、災害遭児世帯など、合計589世帯へ「支援金」をお届けしました。

#### ◆区社会福祉協議会の事業費

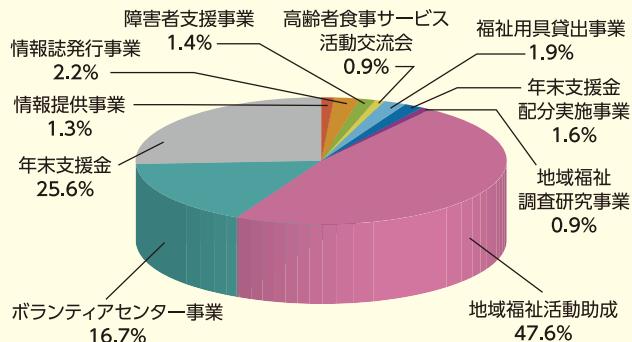
**8,580,750円**



#### 赤い羽根募金配分割合



#### 年末たすけあい募金配分割合



## Q5 募金を職員の人事費に使っているって聞きました。本当ですか？

共同募金は、「社会福祉法第112条」に定められた募金活動です。共同募金及び共同募金会に関する基本的事項が、社会福祉法に規定されています。募金の使いみちについても、ルールが定められています。社会福祉協議会も配分団体ですが、地域福祉を推進する事業に使うよう決められており、募金を職員の人事費として使うことはできません。また、運動経費についても、使える割合が定められており、最小限度にとどめるよう、厚生労働省から通達が出されています。

**社会福祉協議会では、共同募金配分金を次のような事業で活用しています。**

- 10地区社会福祉協議会への活動支援、助成
- 区民生委員児童委員協議会への活動支援、助成
- 会食・配食活動など高齢者支援活動への助成
- 情報紙「ウェーブ」の発行
- ボランティアグループなどへの地域福祉活動助成
- ボランティアセンター事業
- 高齢者食事サービス活動交流会
- 障害者支援講座 ●福祉用具の貸し出し



▲会食会の様子



▲車いすの貸出



あなたの募金でささえあいのまちづくり

# 共同募金



## 共同募金の疑問に答えます！

今年も共同募金が10月1日から始まります。共同募金は、“たすけあいの心”をつなぎ、誰もが安心して暮らしができる地域を目指し、様々な福祉活動を資金面から支援する活動です。

皆様からお寄せいただいた寄付金は、神奈川県共同募金会を通じて、民間社会福祉施設・団体や障害者地域作業所、社会福祉協議会等に配分され、計画的・効果的に活用させていただいております。

川崎市川崎区支会では、今年度も町会・自治会をはじめ、民生委員や地区社会福祉協議会等、多くの方々のご協力により共同募金運動を推進してまいります。

今回は、共同募金に関する疑問にお答えするかたちで、ご説明させていただきます。共同募金の趣旨をご理解いただき、今年もご協力いただきますようお願い申し上げます。



### Q1 共同募金って何ですか？

赤い羽根をシンボルとする共同募金は、戦後、民間の社会福祉施設などに対する財政補填のために行われていた民間の募金活動を制度化したものです。

現在では各都道府県に設立された共同募金会が実施主体となって、社会福祉を目的とする様々な事業活動に幅広く配分されるようになりました。

### Q2 募金なのに、何故目標額があるのですか？

共同募金は、集まった寄付金を特定の助成先などに、単純に助成しているのではありません。まず、県内の社会福祉施設や団体に申請を呼びかけ、その申請内容について、必要性、緊急性などを考慮し、助成計画をたて、その計画額を目標額として行う募金です。言い換えば、目標額は、福祉団体が活動する上で、これだけは必要だという計算から割り出した金額になります。

### Q3 募金活動は誰でも行うことができますか？

募金活動は、共同募金会が認めた団体でなければ、行うことはできません。また、街頭募金を行う際には、必ず、道路使用許可や鉄道会社、周辺店舗等への許可をいただき、募金活動を実施しています。

**今年も共同募金に  
ご協力をお願いいたします。**





# ふくし情報報コーナー

このコーナーへの掲載記事を  
募集しています！

次回は平成26年2月1日発行予定、2月15日以降の記事を  
12月15日までに、お問い合わせのうえ下記へお送り下さい。

〒210-0006 川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子ビル9階 川崎区社会福祉協議会ウェーブ係  
電話 044(246)5500 FAX 044(211)8741 E-mail info@kawasakihakkyo.or.jp

## 【ふくし情報報コーナーについて】

このコーナーは講座、催し及びボランティア募集の記事を掲載しております。  
なお次のものは掲載できません。

- ①営利目的や売名を目的とするもの
- ②政治・宗教活動に関するもの
- ③そのほか区社協において掲載に不適当と判断するもの

## 第18回川崎区社会福祉大会開催のお知らせ!

**日時 平成25年11月16日(土) 午後1時～午後3時30分  
開場(午後12時)**

**場所 サンピアンかわさき(川崎市立労働会館)**

**定員 当日先着600名(入場無料)**

**内容 【第1部】式典(午後1時～)**

地域福祉活動に貢献した個人・団体への表彰状、感謝状の贈呈



多田 そうべい 氏

**【第2部】記念講演(午後1時50分～)**

講師 多田 そうべい 氏(大人の寺子屋主宰 作家・歌手 元殿さまキングス)

『見直そう!近所力 地域力』

※参加費や事前の申込の必要はありません。当日ご自由にご参加いただけますが、定員になり次第ご入場をお断りすることがありますのでご注意ください。また、ご来場の際は公共交通機関のご利用をお願い申しあげます。

※手話通訳の必要な方は10月末までにご連絡ください。

《主催・問合せ先》社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会 電話044-246-550

## ほほえみコーナー

川崎区社会福祉協議会にご寄附いただき、ありがとうございました。  
(敬称略ならびに寄附受付順)

- 川崎市スポーツ推進委員会代表 尾嶋和幸様
- 青木百合子様

(平成25年7月1日～平成25年8月31日)

## ウェーブ

発行月のお知らせ

H25年度は

**5月・8月・10月・2月**

の発行です。

次号の「ウェーブ」は  
平成26年2月1日発行です。

## 車いすを寄贈いただきました！

川崎市スポーツ推進委員会代表尾嶋和幸様より車いす3台を寄贈いただきました。車いす貸出事業で大切に使用させていただきます。

川崎区社会福祉協議会では、車いす並びに高齢者疑似体験グッズの貸出を行っています。いずれも短期間での貸出となります。  
(貸出状況によって対応できない場合もあります)



詳しくは  
**川崎区社会福祉協議会**  
(☎044-246-5500)  
までお問合せください。



この広報紙は一部共同募金の配分金によって作成されています。

